

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成30年 7 月19日

更新日：令和 5 年 5 月11日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒080－2476）北海道帯広市自由が丘 6 丁目 4-12
（ホッカイドウオビヒロシジユウガオカ 6 チョウメ 4-12）

名称（フリガナ）：十勝品質の会（トカチヒンシツノカイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表 宮嶋 望

ウェブサイトのアドレス：なし

2 農林水産物等の区分

区分名：第 6 類 畜産加工品類

区分に属する農林水産物等：酪農製品類（ナチュラルチーズ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：十勝ラクレット（トカチラクレット）、Tokachi Raclette

4 明細書の変更

十勝品質の会（以下「品質の会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

品質の会内に組織するチーズ部会（以下「部会」という。）は、生産業者に対し「十勝ラクレット」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「十勝ラクレット」の生産地、原料の使用状況、製造工程、出荷規格及び最終製品の状況を記録する。

イ 部会の手順

部会は、年 1 回、生産業者に対する立入調査を実施し、生産地及び生産の方法に係る管理状況を記録する。

なお、部会は生産業者の管理状況の遵守が疑われる場合、臨時の立入調査を行うこととする。

（2）手順の妥当性を見直す機会

部会は、上記（1）の ア 及び イ の手順について、定期的にその妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

部会は、生産業者が明細書に記載された生産の方法を遵守していないことが判明した場合は、生産業者に対し警告を発し、是正を求めることができる。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない又は是正できない場合、部会は、当該生産業者について「十勝ラクレット」の名称を付した状態での出荷を禁止することとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

部会は、上記5の周知の際に、地理的表示である「十勝ラクレット」及びGIマークの使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の生産地・生産の方法に基づいて生産されたナチュラルチーズにのみ、地理的表示である「十勝ラクレット」及びGIマークの使用が可能であること
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「十勝ラクレット」と合わせて使用すること
- (3) GIマークは、定められた規定に基づいたデザインとすること

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

部会は、地理的表示である「十勝ラクレット」及びGIマークの違反使用を確認した場合、生産業者に対し警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、十勝品質の会チーズ部会は、当該生産業者について「十勝ラクレット」及び登録標章を付した状態で出荷することを一定期間禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

部会は、6及び8に関して「十勝ラクレット」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

部会及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「十勝ラクレット」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料